

4.宮城支部事業計画案

宮城支部事業計画	本部事業計画
<p>(1) 基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。</p> <p>① サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査の活用や研修などで職員の接遇スキルを高め、サービス水準の向上に努める。 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 <u>健康保険給付等の申請書の郵送による提出を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。</u> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を93.3%以上とする</p> <p>② 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 <p>③ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 <p>④ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。</u> 	<p>(1) 基盤的保険者機能関係 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。</p> <p>① サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする</p> <p>② 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 <p>③ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。 <p>④ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり

・ 支払基金支部との打ち合わせ会を定期的に開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。また、社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会を行い、適正受診の啓発を強化する。

・ 長期受療者（1年に10ヶ月以上）に対し、啓発文書を送付し、制度の正しい理解を進めるほか、回答結果から実態を把握し、今後の周知活動に活用する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

方を検討する。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 96%以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑧ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
- ・ 県内の医療機関従事者を対象に支払基金と合同で隔年開催している健康保険事務説明会（県内 4 会場）にて、高額療養費制度及び限度額認定証について制度説明を行い、利用促進を図る。
- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85%以上とする

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92%以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。
- ・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。
- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 85%以上とする

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 95%以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑧ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。
- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85%以上とする

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92%以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。
- ・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。
- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 50%以上とする

<p>⑪ 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 <p>(2) 戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> <p>① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供< I、II、III></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、<u>事業所ごとの健康状態を見える化した「職場健康づくり宣言サポートシート」等のツールを活用する。</u> <p>② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施< I、II、III></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。 <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p>	<p>⑪ 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 <p>(2) 戦略的保険者機能関係 【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> <p>① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供< I、II、III></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。 ・ 個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってより良い仕組みとなるよう、国への働きかけを行う。 <p>② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施< I、II、III></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートは、必要に応じて項目の見直しを検討する。 <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p>
---	---

＜被保険者の特定健診受診率向上に向けた施策＞

- ・ 特定健診受診率の向上にむけ、未受診事業所(未受診者)に対し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、関係団体等に対する働きかけを行う。

＜被扶養者の特定健診受診率向上に向けた施策＞

- ・ 地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供し受診率向上のための連携強化を図る。
- ・ 協会主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。

○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：304,562人）

- ・生活習慣病予防健診実施率 69.8%（実施見込者数：212,430人）
- ・事業者健診データ取得率 7.6%（取得見込者数：23,000人）

○被扶養者（受診対象者数：84,036人）

- ・特定健康診査受診率 35.9%（実施見込者数：30,125人）

- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を69.8%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を7.6%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を35.9%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、メタボ該当者が多い当県の実情に鑑み、保健指導の利用機会の拡大に向けた勧奨を行う。
- ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった特定保健指導の手法を継続して実施する。
- ・ 内外での研修により特定保健指導実施者のスキルアップを図る。

○被保険者（受診対象者数：47,321人）

- ・ 特定健診受診率の向上にむけ、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国や関係団体に対する働きかけを行う。

- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を55.9%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を8.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。
- ・ 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。
- KPI：特定保健指導の実施率を20.6%以上とする

- ・ 特定保健指導実施率 27.9% (実施見込者数 : 13,200 人)
(内訳) 協会保健師実施分 14.6% (実施見込者数 : 6,900 人)
アウトソーシング分 13.3% (実施見込者数 : 6,300 人)
- 被扶養者 (受診対象者数 : 2,560 人)
- ・ 特定保健指導実施率 12.1% (実施見込者数 : 310 人)

■ KPI : 特定保健指導の実施率を 27.1%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業の普及、登録事業所拡大に向けて、宮城県や東北経済産業局、経済団体等の関係機関・団体と連携した取り組みを行う。
- ・ 宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、「職場健康づくり宣言サポートシート」の送付、取組の振り返りを行うためのチェックシートの送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III>

- ・ 加入者を対象とした理解度調査結果を踏まえた広報計画を策定の上、加入者にとって分かり易い広報を行う。
- ・ 加入者理解度調査で理解が低かった、「職場健康づくり宣言」事業を中心とした宮城支部の取組について、テレビCM、新聞広告やフリーペーパー等を活用した広報を実施し、加入者の意識醸成を図る。また、「職場健康づくり宣言」事業の定着に向けて動画を作成し、幅広い場面で活用する。

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。
- ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート (事業所カルテ) などの見える化ツールの標準化を図る。
【再掲】

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III>

- ・ 広報分野における P D C A サイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。
- ・ ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。

- 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。また、健康保険委員表彰を実施するとともに、効果的な勧奨を行い、委嘱者数の更なる拡大に努める。

- KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.1%以上とする

④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。
- 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県担当部局や関係機関等への働きかけを行う。
- 他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を82.8%以上とする

※内科、DPC、調剤、歯科における使用割合

⑤ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉

- 令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- 既存の枠組みに捉われない斬新かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。

⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見

- 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

- KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43%以上とする

④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。
- 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や都道府県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。
- 他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。
- 令和2年10月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を80%以上とする

※内科、DPC、調剤、歯科における使用割合

⑤ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉

- 令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。
- 本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業について、実施の必要性に応じて積極的に実施する。

⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見

発信< I >

i) 意見発信のための体制の確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、引き続き医療審議会や地域医療構想調整会議等に参画する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・ 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
 - ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
 - ・ 宮城県保険者協議会の活動を活発化し、他の医療保険者と連携して県の医療政策関係部局をはじめ、地方公共団体および関係機関に対して意見発信を行う。
 - ・ 県・市町村や医療関係団体（医師会等）と宮城支部との間で締結した医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定に基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。
- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%以上とする
② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

⑧ 調査研究の推進< I、II、III >

i) 医療費分析の実施

- ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、要治療者の受診行動の有無によるその後の医療費推移等に関する分析を行う。

発信< I >

i) 意見発信のための体制の確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・ 各支部において、地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
 - ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
 - ・ 新経済・財政再生計画 改革工程表 2018 における給付と負担の見直し等の社会保障関連の改革項目について、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。
- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 90%以上とする
② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する

⑧ 調査研究の推進< I、II、III >

i) 医療費分析プロジェクトチームによる分析

- ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等に

- ・ 外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て、分析の精度を高める。

ii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施

- ・ 各種学会や調査研究報告会での報告、学術誌や調査研究報告書への投稿等を通じ、広く情報発信する。

⑨ その他支部独自の取組〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・ 「上手な医療のかかり方」の啓発を行い、不要不急の時間外・休日・深夜の医療機関受診者を抑制し、医療費適正化、医療等の質や効率性の向上を図る。

(3) 組織・運営体制関係

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 標準人員への移行後の状況を踏まえ、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況を踏まえた支部運営を行う。

② 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制

ついて、支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。

ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる 2040 年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守ることを第一にしつつも、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保険医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策について提言を行うため、外部有識者を活用した調査研究の実施を検討する。

iii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施

- ・ 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。
- ・ 統計分析研修を始め、GIS 等のツール活用推進に向けた研修を行い、調査研究の推進を図る。

(3) 組織・運営体制関係

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 標準人員への移行後における各支部の状況を踏まえ、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ、契約職員も含めた標準人員の見直しについても検討する。

② 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制

度を適正に運用する。

③ O J Tを中心とした人材育成

- ・ O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 各種研修会・セミナー実施に際して、職員に求められるプレゼン、データ分析能力等を高めるとともに、各種スキル向上のため外部講師および外部研修会等を積極的に活用し、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成を行う。

④ 支部業績評価の実施

- ・ 各事業の目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底するとともに、検証指標を意識した取り組みを行う。

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
参加が予想される業者に広くP Rを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

⑥ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑦ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対する危機管理能力向上のための研修や訓練を実施し、

度を適正に運用する。

③ O J Tを中心とした人材育成

- ・ O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。

④ 支部業績評価の実施

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
参加が予想される業者に広くP Rを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

⑥ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑦ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニユ

平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

アルや計画等の見直しに向けた検討を行う。

・情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

⑧ 本部機能や内部統制の強化に向けた取組

・ 協会設立後、10年以上を経過したが、この間、個人情報保護の厳格化や、大規模自然災害の頻発、情報通信技術の発達による情報セキュリティ事案の増加など、協会を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、リスク管理の一層の強化が不可欠となっている。また、これまで基盤的保険者機能に多くのリソースを割かざるを得なかったが、今後は、加入者の健康増進のための新たな取組の推進など戦略的保険者機能を更に強化していくことが必要。このため、中長期的な視点から、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。

・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化するための整備を着実に進める。

⑨ システム関連の取組

・ 協会業務が停止することがないよう、協会システムの安定稼働を第一としつつ、情報セキュリティを担保しながら、オンライン資格確認等の制度改正に対し、適切にシステム対応を実施する。

・ 現行システムの更改や業務改革の推進に向けた取組等を踏まえ、次期システム構想を具体化し、要件定義に着手する。

・ 本部業務への導入で一定の効果があつたR P Aを支部に展開するなど、更なる業務効率化に向けて新技術の導入を推進する。

⑩ ペーパーレス化の推進

・ 戦略的保険者機能の発揮には、一層の事務効率化による適切な人員配置が求められることから、本部支部におけるペーパーレス化の推進のための検討を進める。